

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年四月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

平成三十年五月十六日

指令川建セ第三〇〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成三十一年四月十七日

川建セ第三〇〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字山下九百七十五番一、九百七十六番、九百七十七番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字石橋千五百二十四番地三

嶋多 一成